

平成 23 年度 第 3 回八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 24 年 1 月 31 日（火） 14 : 00~16 : 00
場 所 市庁本館 3 階 第三委員会室
出席委員 9 名 白鳥委員、種市委員、外崎委員、馬場委員、岡沼委員、中門委員、
山道委員、鈴木委員、竹内委員

●司会：それでは、ただいまから平成 23 年度第 3 回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。本日の会議でございますが、欠席者はございません。委員 9 名全員出席、過半数以上のご出席でございますので本会議が成立することを報告いたします。また、当会議は会議の公開等、会議録の公開としており、会議録につきましては市のホームページで公開することにしておりますので、ご了承願います。本日の会議はお手持ちの次第に沿って進めていただきますので、よろしく願います。

それでは、議事に入りますので、議長に進行をお願いいたします。

●議長：それでは、最初に、事務局から資料の訂正の報告と、前回の審議会で、男女共同参画に関する市役所内の意識調査についてご質問がありましたので、そのことについての説明があります。事務局お願いいたします。

●事務局：まず、資料の訂正であります。資料 1 「八戸市男女共同参画基本計画 2 次案」の 14 ページをお開きください。14 ページの注目指標のうち 1) と 2) の表題が逆に記載されておりましたので、訂正をお願いいたします。1) は、正しくは、市内事業所における管理職の男女の構成比率になります。2) は、正しくは、審議会等の男女構成比率になります。訂正方よろしく願います。

次に前回、委員より、市役所内の意識調査、市役所内の男女共同参画の推進状況についてのご質問がありました。資料を準備いたしましたので、ご説明いたします。資料 5 をご覧ください。資料 5-1 は、市役所内の男女共同参画推進に関する人事制度の新設状況の一覧表になります。平成 11 年度以降、男女共同参画に関する研修の実施や時間休の導入、看護休暇の新設、育児休業の対象年齢引き上げ、育児参加休暇の新設、短期介護休暇の新設、セクハラ防止等に関する要綱制定など、職場として、男女共同参画に関する制度の充実に努めてきております。資料の右端の欄は、これらの制度導入前に男女共同参画推進庁内委員会の委員による提言がされているものを記載しております。また、資料 5-2 になりますが、このような制度の整備に合わせる形で各種のアンケートを実施してきております。次に、資料 6 をご覧ください。庁内の女性管理職比率のデータ等となっております。

女性管理職については、平成18年から平成23年度までに倍増している状況にあります。また、小中学校の校長・教頭の比率については、小学校は徐々に増加傾向にあります。中学校は、増減があり、低迷している状況にあります。育児休業の取得状況は、女性はほぼ100%ですが、男性は平成19年度に1名が取得したのみとなっております。ご参考としていただければと思います。以上で説明を終わります。

●議長：ただいまの事務局からの説明に対してご質問・ご意見がございましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

●委員：最近よく話題になるのですが、男性の育児休業を少ない理由というか、なぜ取りにくいのか、それとも自分が仕事をしたいからとりあえず取らないでいるのかを伺いたいと思います。

●事務局：このデータは市役所内での職員の育児休暇取得状況になりますので、市の職員に限っての話になりますが、人事当局に確認いたしましたところ、市職員を含む男性に、妻が妊娠しているということがわかれば、取得するように勧奨はしているそうです。ただ、年代的に概ね30代の男性が対象になっているということもあり、やはり仕事を優先したいということもあって、勧奨しても取得する人が少ない状況にあるということを知っています。あとは、育児休業を取得しますと、共済から50%程度の補助はありますが、その間の給料はでないということでもありますし、期末手当も今までは減額されておりました。今年、6月からですが、期末手当については1ヶ月以内の休暇であれば減額されないとのこと。そのような制度の改善も図っていくとのことですが、やはり仕事優先という考え方が強いようだと思っています。以上でございます。

●委員：個人的な意見ですが、いわゆる出産のための休暇に関わっている部分があればいいのですが、例えば、複数のお子さんがある場合に上の子の幼稚園・保育園・小学校の行事があると、赤ちゃんのことが重なった場合には男性の場合は育児休業の対象になるのでしょうか。

●事務局：市の場合、育児休業は3歳まで取得可能で、その間であれば認めることになっております。お子さんが全員3歳児になってしまったら対象外ということになります。また、看護休暇という制度がありまして、小学校就学前のお子さんが対象になりますが、お子さんが病気になった場合に最大5日間取れます。2人以上の場合は10日まで取ることができます。そのような制度もございます。

●議長：仕事優先の考えや休暇制度の充実など、休める環境が必要というあたりだと思

います。ありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。

本日の案件は、前回の審議会での基本計画1次案に対するご意見などを反映させて作成いたしました基本計画2次案についてご審議をいただくものです。審議の進め方ですが、委員の皆様には前もって基本計画の2次案を確認していただいたうえで、事前にご質問やご意見をいただいておりますので、それらを取りまとめた「事前質問・意見一覧表」をベースに意見交換を進めてまいりたいと思います。お手元に資料があると思いますが、時間が限られておりますので、事務局から2次案の概略を説明してもらった後に、事前に提出された質問・意見について提出者から補足説明があれば付け加えていただいて、次に事務局が回答し、最後に委員の皆さんと事務局を交えながら意見交換をしていきたいと思っております。資料8の「事前質問・意見一覧」の1番から順に進め、最後に、本日新たにお気づきになられた質問・意見についてお聞きすることになりますのでよろしく願いいたします。それでは最初に、事務局から「八戸市男女共同参画基本計画2012年版（2次案）」と基本計画2次案を庁内の各課に照会した結果について説明をお願いします。

●事務局：それでは、資料1、基本計画2次案につきまして、1次案から2次案への主な変更点についてご説明をいたします。資料1、2次案の2ページをご覧ください。

第1章 基本的な考え方「策定の背景～これまでの動き～」を追加し、これまでの男女共同参画にかかる国、県、市の動きについて概略を記載しました。3ページをお開きください。「策定の趣旨」については、1次案を整理追加し、現行の基本計画が平成23年度で終了することから新計画を策定すること、策定に当たっては、これまでのプランの進捗状況調査や市を取り巻く経済社会情勢を踏まえて策定したことについて、事例を挙げながら説明しています。4ページですが、「計画の位置づけ」、「計画の期間」、「進行管理」については、表現を整理したもので、基本的な内容に変更はありません。

第2章、計画の方向性6ページをお開きください。第2章計画の方向性、1基本目標についての変更点ではありますが、1次案では「基本的視点」として記載しておりましたが、その内容について、今回の計画で特に取りあげたい視点の色彩が強くと出されていたため、基本的視点という項目と内容にズレがでており、見直す必要があると考えたこと、また、前回の審議会においても「労働分野に偏りがある、もっと広い視野視点での見直しを」というご意見もあったことから、2次案では、国の計画を踏まえ、1次案の基本的視点の内容も含む形で、大局的な見地から、今回の基本計画が本来目指すところを分野横断的な基本目標として見直しを図ったものです。その結果、基本目標として、①男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会の実現、②固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現、③男女がともに個性と能力を發揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現の3点を掲げました。

次に7ページの施策の体系であります、事前に送付しておりました、資料3の「八

戸市男女共同参画基本計画 施策の体系 1次案・2次案対照表」をご覧ください。2次案では、先ほど、説明をいたしました基本目標を軸に、1次案の「基本目標」は「施策の基本方向」として整理・統合するとともに、1次案の「主要施策」は、実際に取り組みの施策であることから「実施施策」と名称を変更、整理いたしました。具体的に説明しますと、まず、2次案の**施策の基本方向Ⅰ「男女共同参画に向けた意識づくり」**については、大きく変更はありませんが、実施施策Ⅰ－(1)－①を1次案では、「市民・事業者等への広報・啓発活動の推進」としておりましたが、対象を限定することなく広く広報・啓発を行うことから「広報・啓発活動の推進」といたしました。次に施策の基本方向Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」であります。1次案では、職場にかかわる部分を細分化して取り上げており、地域など様々な場面での参画促進の観点の表現が不十分であったので、行政・地域・事業者など、様々な場面で、男女共同参画を促進する観点から見直しを図りました。具体的には、1次案の施策の基本方向Ⅱ－1「方針の立案・決定過程の場における参画の多様化の促進」、Ⅱ－2「職場における多様な参画の推進」、Ⅱ－3「女性のキャリアアップの促進・支援」を統合し、2次案では、Ⅱ－1「様々な場での男女共同参画の促進」とし、実施施策にⅡ－(1)－①方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進、②職場における男女の均等な機会と待遇の確保、③女性のキャリアアップの促進と整理いたしました。また、1次案で実施施策に取り入れていた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、関わる事業を精査していったところ、内容として、ワークライフバランスに関する啓発事業のほか、複数の分野にかかわることから、2次案では、基本方向Ⅰ－(1)－①広報啓発活動の推進の施策の中に組み込むとともに、施策の体系からは、ワークライフバランスの文字は見えなくなっております。次に1次案の施策の基本方向Ⅱ－4「子育て・介護世代への支援」については、2次案でⅡ－2となりますが、変更点は、1次案の主要施策の③「高齢者、障がい者の自立を支援する環境の整備」は、介護サービス・介護予防等の充実の事業内容と重複するものが多かったこと、また、介護を受ける側からではなく、介護する側の視点で整理し直したことから、②の「介護サービス・介護予防等の充実」に1本化しております。次に施策の基本方向Ⅲ「安全・安心な社会づくり」であります。1次案の基本方向Ⅲ－1「男女間における暴力的行為の根絶」では、男女間の暴力のみをテーマとしておりましたが、昨年3月には東日本大震災で戸市も多大な被害を受けているなど、近年、全国的に地震や台風などによる様々な災害が全国的に頻発している状況があること、さらには今回の大震災においても災害時の男女のニーズの違いへの対応の必要性など、男女共同参画にかかわる課題があることがわかってきていることから、2次案では、基本方向Ⅲ－1を「安全な暮らしの環境整備」とし、「男女間の暴力の防止と被害者支援」に加えて、「男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進」の2点を実施施策にとりあげました。最後になりますが、1次案の基本方向Ⅲ－2「生涯を通じた健康づくりの推進」を2次案では「生涯を通じた男女の健康

づくりの推進」とし、“性差”に基づく健康づくりに絞った内容といたしました。そのため、1次案の主要施策の①性差医療についての知識の普及と③病気の予防・早期発見につながる健康づくりの増進を整理統合し、2次案では、Ⅲ－(2)－②「生涯を通じた男女の健康の保持増進」に整理いたしました。

続いて、資料1に戻りまして、9ページの**第3章 計画の内容**について、ご説明いたします。まず、計画の内容の構成であります。施策の基本方向の大きな分類ごとに現状と課題を整理し、1次案では指標と目標値を掲載しておりましたが、2次案では、注目指標として、施策の基本方向ごとに、その推移によって男女共同参画の推進状況、達成度を測るものさしとなる指標とデータを掲載しています。また、施策の基本方向の小区分ごとの取組み内容について、現状と課題と重複していた表現などを整理し、明確化しました。さらに、実施施策ごとにその概要と主な事業一覧を掲載しております。今回、2次案に掲載した主な事業については、男女共同参画の推進にとって重要と思われ、基本目標に合致する内容の事業に限定しました。また、細かく分類していた事業を集約するなど、わかりやすい形での掲載を心掛けた結果、掲載事業数が、1次案137事業から2次案77事業に整理されております。掲載事業の比較については、後ほど、資料4の「搭載事業1次案・2次案対照表」をご覧ください。それでは10ページをお開きください。施策の基本方向Ⅰ「男女共同参画に向けた意識づくり」であります。現状と課題では、文言の整理をいたしました。注目指標としては、①男女共同参画に関する調査で「社会通念・慣習・しきたり」に関して男性と女性が平等と答えた人の割合と②教職員の啓発講座への参加率を掲載しています。これは、それぞれ、基本方向のⅠ－(1)男女共同参画の視点に立った意識の改革、Ⅰ－(2)男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援に対応する指標となっております。11ページをお開きください。12ページにわたりますが、基本方向Ⅰ－(1)男女共同参画の視点に立った意識の改革について、実施施策として①広報啓発活動の推進と、②男女共同参画の推進に関する実態調査・公表に取り組むことを記載し、さらに、それぞれの施策の概要と事業一覧を掲載しております。次に13ページをお開きください。基本方向Ⅰ－(2)男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援について、実施施策として①子供に対する教育の充実、②生涯学習の推進に取り組むことを記載し、さらにそれぞれの施策の概要と事業一覧を掲載しております。次に14ページをお開きください。施策の基本方向Ⅱ男女がともに活躍できる環境づくりの「課題と現状」については、施策の体系の変更に沿って内容を修正しております。注目指標は、施策の基本方向Ⅱ－(1)様々な場での男女共同参画の促進に対応して、審議会等の男女構成比率、市内事業所における管理職の男女構成比率を掲載しております。また、基本方向Ⅱ－(2)子育て・介護世代への支援に対応して、男性の育児休業の取得率を掲載しました。次に15ページをお開きください。16ページにわたりますが、施策の基本方向Ⅱ－(1)様々な場での男女共同参画の促進であります。実施施策として、①方針の立案・決定過程の場における男女共同参

画の促進、②職場における男女の均等な機会と待遇の確保、③女性のキャリアアップに取り組むことを記載し、行政・地域・職場など様々な場での男女共同参画に取り組むことを具体的に示しております。また、それぞれの施策の概要と事業の一覧を掲載しております。次に18ページをお開きください。施策の基本方向Ⅱ－(2)子育て・介護世代への支援であります。子育て支援体制の充実に取り組むこと、介護サービスや介護予防の充実に取り組むことを記載し、実施施策①子育て支援・放課後児童対策等の充実と②介護サービス・介護予防等の充実について、それぞれ施策の概要と事業一覧を掲載しております。なお、子育て支援・放課後児童対策等の充実に掲載の主な事業のうち保育所関連の事業を集約し、「保育事業の充実」として一本化しており、介護サービス・介護予防等の充実に掲載の事業については、介護保険による個別の事業を集約し、「介護保険サービスの提供」としてまとめております。

次に20ページをお開きください。施策の基本方向Ⅲ安全安心な社会づくりであります。現状と課題について、施策の体系の変更に伴い、災害に関連する内容を追加するとともに内容を整理しました。注目指数は、Ⅲ－(1)安全な暮らしの環境整備に対応する注目指数として、暴力防止の観点から、DVの相談件数を記載しました。また、Ⅲ－(2)生涯を通じた男女の健康づくりの推進については、早期妊娠届出者の割合を掲載しました。なお、DVの相談件数については、増加することが予想されますが、一概に多くなれば良いということではないことから計画最終年度の予測値を記入せずに掲載しております。21ページをお開きください。施策の基本方向Ⅲ－(1)安全な暮らしの環境整備では、実施施策として、①男女間の暴力防止と被害者支援、②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進に取り組むことを記載し、それぞれの施策の概要と具体的な事業を掲載しております。なお、22ページの、②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進は、1次案では記載がありませんでしたので、2次案で初めてご覧いただく内容となっております。次に23ページをお開きください。施策の基本方向Ⅲ－(2)生涯を通じた男女の健康づくりの推進であります。性差理解に基づく内容に特化し、実施施策として、①妊娠・出産等に関する健康支援と、②生涯を通じた男女の健康の保持増進に取り組むことを記載し、それぞれの施策の概要と具体的な事業を掲載しております。以上で説明を終わります。

続きまして、基本計画(2次案)につきまして、庁内各課に照会しました結果について報告いたします。お手持ちの資料7をご覧ください。

照会の結果、修正箇所は、掲載事業の名称や事業内容の文言のみでしたので、事業一覧にまとめたもので説明させていただきます。なお、修正部分は網掛した箇所になります。まず1枚目の事業番号10番～13番ですが、番号の振り間違いでしたので、表のとおり修正をお願いします。次に事業番号10番ですが、事業名称のうち「八戸市教育基本方針」を「学校教育指導の方針と重点」に修正しております。続いて、事業番号18番ですが、事業名称と事業内容の文言を一部修正しております。事業番号19番は、文言の

整理をしております。2枚目をお開きください。事業番号40番「幼稚園就園奨励事業」ですが、事業名称の保育料の前に「第3子」を加えております。事業内容は、制度は変わっておりませんが、正確な表現にしたいとのことで、担当課より、表現の修正があったものです。次に、事業番号48番ですが、こちらも、事業名称と事業内容に「こどもはっち」が加わり、文言も一部、修正しております。続いて、事業番号54番ですが、障害の「害」の表記がひらがなが正しいため修正したものです。事業番号55番は文言の整理をしております。最後に事業番号57番ですが、事業名称に「防止」の文字を加えました。以上で説明を終わります。

●議長：事務局から基本計画2次案の説明がありましたが、それでは、事前質問から確認していきたいと思えます。資料の8をお願いいたします。また、庁内の各課に照会した結果に対するご意見などは、事前質問終了後に、受けることにします。最初にNo.1のご質問についてですが、No.1とNo.6、No.7は、関連がありますので、一括して確認します。それではNo.1、No.6、No.7を提出した委員さんから何か補足等がありますでしょうか。

●委員：固定的役割分担意識という言葉ですが、男がこうでなければならないとか、女がこうでなければならないというのは、確かに何とかしなければならないところですが、男性的とか女性的とか、男らしさとか女らしさということまで、すっかり否定してしまって世の中に果たして受け入れられるものなのかということです。第2章のところ、「男女の人権が尊重されて個人が尊厳を持って生活できる…」という部分で、「個人」という部分が必要かどうかはわからないですが、ことさら強調する必要もないのではないかとということと、それから、「ともに個性と能力を発揮して多様性に富んだ活力ある地域社会」という部分があれば、「固定的性別役割分担意識」という、いかにも法律用語として持ってきたような言葉を持ち込む必要があるのかと思いました。これがあまりにも強調されることによって、お母さんが夕方にご飯の支度をしてる、これは悪い家庭だと学校が教えるわけですね。そういうことは、私は賛成できないということであります。そんなことまでする必要があるのかということです。お父さんが仕事から帰ってきて、お母さんがご飯の支度をしている。そういうのが一般的な家庭であって、我々は、違和感はなかったわけですね。それを悪い家庭だということを子どもたちに教えること事態、将来そうになってしまうかもしれないです。今日から直ちに切り替えなさいという話しが、果たして今の人口の多い団塊の世代たちが受け入れていけるかどうかということです。とりあえず固定的という考えをもう少しファジーにして少しずつ切り替えていくことは出来ないだろうかというように思います。固定的というのがどの程度のものなのかということもありますが、やっぱり男らしさ、女らしさということは、存在してもそんなに害のあるものなのかということです。

●議長：ありがとうございました。「固定的な性別役割分担意識」という言葉の取り上げ方について、補足していただきました。今お話を伺っていて、男女共同参画基本計画の根幹に関わる問題でありますので、事務局からの回答の前に、委員の皆さんからこのことについて、意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員：このような計画というのは肯定的な部分から入っていただきたいのです。「参画できるようにしよう。こういうことがやれるようにしよう。」ということになっているのに、こういうのはだめだということを盛り込んでしまうと詰まってしまうような感覚になります。

●議長：この基本目標でもそういう意識にとらわれないで多様な生き方という表現の仕方をしていきますけども。

●委員：基本目標(2)を全く隠してしまった場合、すごく完成したものだと思います。基本目標(2)が入ってくることによって、ものすごく意識してやっているか、思想的ものとかそんなことも入ってくるような気がしてしまいます。

●委員：やはり現状はそういう思想の持ち主があるがために、こういうことはあります。基本目標(3)と重複する部分もあるのですが、あえてここは載せておくという考え方で出したのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員：私はこの基本目標(2)の部分は載せておいてよいと思います。うちもそうですが、扶養になっているご家庭が結構あると思います。私の扶養に入っているうちの家内は仕事していますが、例えば専業主婦は家のことを全部するものだと決め付けている家庭もあるかと思います。仕事をして家計の手助けもしておきながら、女性はこうあるべきと、食事の用意や洗濯や掃除をやるべきだということが結構あるかと思います。仕事もして、なおかつ女性だからお前がやるべきだというのは、これからの時代にはマッチしていかないのではないかという部分で、やはりこうあるべきだとか、男性だから女性だからということはやめようという意味では、ここは残しておくべきではないかと思います。

●議長：ありがとうございます。これは残したほうがよいというご意見でした。あといかがでしょうか。

●事務局：ご意見をいただいて、なるほどと思い聞かせていただいていたのですが、例えば女性らしさとか男性らしさとかそういう部分の問題もあると思うのですが、男女共同

参画の問題として固定的性別役割分担意識の部分については、男性とか女性とかそういう性別を理由に、役割を固定的にわけてしまうことが問題だということなのです。その結果、本当は自分がこうしたいのだけどという、多様な選択をすることを妨げることが問題だというように私どもは考えています。例えば、その家庭の中で、本人が専業主婦であることを望み、選択して、家族もそれを納得しているのであれば問題がないと考えます。また、逆に、男性が家事をするのが好きだから主夫をしないと、それを家族が納得し、奥さんのほうが働くということもその家庭の選択になると思います。それで、そういうことについて「あなたは男だから働きに行くべき」というように、考えを押し付けるということも、逆にはあるということになりますので、そんな風に「男性だからこうでなければならないだとか、女性だからこうしなければいけない」というように、固定的に考えることをやめて、皆さんが、自分自身がこうありたいという多様な選択ができるような社会にしたいという意味で、このような表現になっておりますので、できればこれは残して、このまま掲載させていただきたいと思っております。この部分については、22年度実施の市民アンケート調査でも、社会通念、慣習、しきたりの面で、男性のほうが優遇されていると答えた方が70%もいました。やはりこういう固定的な観点から男性はこうでないといけないとか、女性はこうでなければいけないということで、本当はこうしたいのに出来ないという状況をなくし、一人一人が多様な生き方が可能となる社会の実現ということに重きがあり、言葉が非常に固いというものもあるのかもしれないですが、そのような趣旨になりますのでご理解いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●委員：そのようなことを確認したかったわけです。要するに、私たちは男女問わず色々な分野で活躍できるということを目指しているわけで、ところが固定的に男性はこうあるべき、女性はこうあるべきということは良くないということではなくて、昔ながらに専業主婦の人とか、働いているお父さんのことを否定するような話を持ち出して欲しくないということです。仕事から帰ってくるお父さんや家事をしているお母さん。これを悪い家庭だというようなことを子どもに教えるような方向に行かないように、はどめをかけたわけです。それらを頭に入れた上での、固定的性別役割分担意識のような表現は別に構わないと思います。

●事務局：男女共同参画の考え方の理解をきちんとしないままに、一部分だけを取り上げて指導されている方がいるとすれば、理解の促進の不足だと思いますので、さらに繰り返し、啓発を進めていきたいと思っております。

●事務局：もう少し分解してご理解いただいたらいいかなと思いましたが、資料を用意させていただきました。今お配りしていますのは、平成22年12月にできました国

の第3次男女共同参画基本計画でございます。その第1部に「基本的な方針」ということが掲げられておりまして、1つ目の段落をご覧いただきたいのですが、「男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、」ということで、そこに4つの項目を掲げております。1つは、「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」、2つ目が「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、3つ目が「男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」、4つ目として「男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会」とありまして、実は私どもは国のこの基本計画をベースにしながら、八戸市に則した基本目標を今回掲げたところでございますが、要は八戸市におきましても、計画案の6ページの1行目2行目のところにありますように「すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍でき、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会をつくる。」ということを目指す中で、分解していくとまずは1つ目としては、基本的な人権の尊重が求められる。というのが(1)で掲げている目標です。2つ目にはやはり個々人の意識の問題というのがあり、その改革が必要である、これが2つ目。それから3つ目は、社会制度、仕組みの問題です。この部分を変えていかなければならない。そういう3つに因数分解してお示しすると。国のほうは、国際的な評価というところまで目標としては掲げてはおりますが、まずはこの3つを目標に集約したいというのでお示したものです。委員のおっしゃったようなところは十分理解できまして、それにつきましては先ほど課長のほうから申し上げたとおりですので、そういう3つを目指すという中で事業を目指すという中で、組み立てていきたいという考えですのでご理解いただきたいと思っております。

●議長：今委員の皆様からと事務局のほうからのお話をいただいて、思いは、何も「らしさ」を否定しているのではなく、個々がそれぞれに持っている力を発揮しながら生きていける環境でありたいという願いは同じだなと思いましたが、いかがでしょうか。そうすると、事務局のほうからはここを取り上げていきたいということがありました。いかがでしょうか。

～委員同調～

●議長：それではNo.2のほうですが、提出してくださった方、補足説明がございましたらどうぞ。

●委員：No.2、3ともに私の意見ですが書いてあるとおりです。大事なことだと思います。

●議長：委員の皆さんよろしいでしょうか。大事なことを取り上げてくださっているという賛同の意見を述べていただきました。ありがとうございます。ではNo.4にうつります。No.4のところは私の意見です。今お話にあった基本目標を3つ掲げてある1つ目ですが、1つ目は6ページでございますが、男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活ができる安全安心な社会の実現、個人の尊厳という思いは私も同じです。ただ、目標として掲げたときに、男女の人権が尊重され、ここのところでもう個人の尊厳というものを捉えて、個々ということをつまえたので、男女の人権が尊重され、尊厳を持って、生活を出来るという風に考えた。それで、そこに書いたのですが、ここを無視することではないのですが、男女の人権が尊重されるということから言ってみました。事務局ここのところはいかがでしょう。

●事務局：男女共同参画社会というのを性別にとらわれることなく一人ひとりが個性と能力を発揮し、生き生きと暮らすことができる社会というように明記しておりますので、やはりここで一人ひとり、個人という部分を強調させていただきたいと考えましたので、この文言を残させていただければというように思っております。

●議長：よろしいでしょうか。それでは、No.5にうつりたいと思います。No.5のところも私の意見です。基本目標（3）をご覧ください。（3）のところに目標と合わせて方向性が示されています。その下から2行目にあたるところですが、「生活に密接に関わる地域や市政の場に男女の別なく参画し、意見やアイデアを出し合うことが地域力を向上させる」とございます。ここのところで、「地域や市政の場」、ここは総合的に掲げる部分と思ひまして、私は「地域や家庭・職場など多様な場に」としたらいかがかと思ひました。事務局、ここのところをお願いします。

●事務局：ここの部分におきましては、方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進という観点から参画の場ということで、地域・市政・職場と大きく3つに区分し記載しております。職場の部分につきましては、7ページ、次のページの部分に記載してあります。中に入っていきますが、15ページのところになりますと、ここに具体的な施策の基本方向のⅡの（1）の①というところ、15ページの真ん中あたりになりますが、そちらのほうで、地域や市政に関する事業を取り上げております。また、16ページ、こちらではⅡの（1）の②で、職場に関する事業を掲げておりますので、そういう観点からもその表現のまま表記とさせていただきたいというように考えております。

●議長：はい、ありがとうございました。委員の皆さんでここのところに関わって何かございましたらどうぞ。それでは事務局の方からお話がありましたので、この表現で進めることで、次にうつりたいと思います。No.4・5・6・7が終わりましたので、次の

2 ページに進みます。No.8 を提出してくださった方、補足説明ございますでしょうか。

●委員：なんとなくは知られてはいますが、男女共同参画の中では重要な位置を占めると思います。市のほうでは啓発事業ということで整理されているのですが、職場における男女共同参画を進めるに当たっては、均等な機会と待遇の確保だけではなくて、どちらも合わせてやらないといけないことですから、再掲していただいたほうがいいのではないかというような考えで出しました。もちろん啓発のほうも結構ですが、こちらにも出していただいたほうがよいのではないかと思います。

●会長：事務局このところはいかがですか。

●事務局：はい。委員のおっしゃるとおり、ポジティブアクションとワーク・ライフ・バランスが、欠かせないものということは当課のほうでも理解しているつもりでございます。ワーク・ライフ・バランス、仕事と家庭の両立につきましては、この施策の基本方向Ⅱの（１）の実施施策だけではなく、Ⅱの（２）、子育て・介護世代への支援など、多数の施策に関わってくることから、あえて実施施策の見出しとしてはこの表現としました。また、14ページをご覧いただきたいのですが、こちらが施策の基本方向に男女がともに活躍できる環境づくりを書いているところになりますが、現状と課題のところ、5段落目以降の「さらに、雇用の場においては」のところ、ポジティブアクション、ワーク・ライフ・バランスの必要性を説明しておりますので、幅広い分野への働きかけを図っていくことというように明記しておりましたので、ご理解いただければと考えております。

●議長：委員の皆さんいかがですか。今の事務局からの説明でいかがでしょうか。

●委員：そうであれば、「職場における男女共同参画の推進」という方がよいのではないかと思います。

●事務局：見出しの中にワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）の文言を入れてはどうかというご意見でしたが、見出しにするにはなかなか厳しいのかと思います。多方面にあたるものなので、一箇所にだけ入れるのは厳しいのかなということで見出しには入れていませんでした。今ご提言のあった「均等な機会と待遇の確保」という表現を「職場における男女共同参画の推進」にしてはいかがかというご意見でしたので、これについては、変更の方向で考えさせていただきたいと思います。

●議長：次に進んでよろしいでしょうか。それではNo.9 ですが補足はございますでしょ

うか。

●委員：健康支援というのは、結構出てくるのですが、女性が職場に就いたときにはもう少し職場環境を維持するなど、仕事を続けられるような体制をアドバイスや支援するなど、職業とか職場に関するアドバイス等を付け加えていただけないかと思います。

●議長：事務局、ここはいかがですか。

●事務局：安全な出産への支援の必要性については、委員のご指摘のとおりと考えております。23ページのところになります。施策の概要、上から1つ目の本文のところですが、こちらのほうで、妊娠・出産を理由として、雇用管理面での不利益を取り扱わないようにというように書いておりますので、この表現で委員がおっしゃったような内容も事業者のほうに伝えていきたいというような考えでございます。

●事務局：補足でございますが、今7ページのところ委員からご指摘いただいておりますが、ここは施策の体系であり、見出し的な部分になっておりましたので、すべての文言を加えるのはかなり厳しいところがございます。ただ内容は、本編できちんと取り上げていきたいと考えております。

●委員：不利益はあつては困るのですが、もう少し利益になる部分もあつてもよいのではないのでしょうか。

●事務局：本文のほうはもう少し検討させていただきたいと思っております。

●委員：先生のおっしゃるのは、職場においても母体の保護といいますか、健康管理について、きちんと事業者にも理解いただいて対応していただきたい、そして、そのことを啓発していただきたいということですが、多分この文言では足りないだろうと思っておりますので、そういう意味も含めて、均等法の母性健康管理あるいは労働基準法の母性保護規定などを含めて周知していただくような文言に変えていただくと、先生のお考えに沿うように見受けました。

●事務局：23ページの内容については言葉を整理して、検討させていただきたいと思っております。

●議長：では、種市委員から出していただいた内容を含めて文言を考えていただくということではよろしいでしょうか。

●事務局：はい。

●議長：それでは、次にうつります。No.10です。指標の根拠はということですが、ここは私です。各基本方向の中に、施策の方法の中に注目指標が出ていますが、国の取組の中で管理職の男女構成比率については、数値を30%と謳っていますが、当市のその他のところの指標は28年の設定をしていますが、この根拠について質問でした。

●委員：私もそれに関連して考えていたもので、No.14で意見として出しておりました。

●議長：それも含めまして事務局お願いします。

●事務局：10ページのところの注目指標この2つについての根拠というご質問ですが、注目指標1)のほうですけれども、こちらは平成14年市民の意識調査の結果ですので、平成14年、平成22年に実施したときの数値です。この1年間の中での伸び率が4.5ポイントとなっておりますので、それを年数で割りまして、1年の伸び率を算出いたしました。それで平成22年から28年までの年数をかけて出したものでございます。注目指標2)につきましては、八戸市総合計画で掲げている目標値と同じものです。平成22年度までの最高値、これは74校中、30校の参加校数がありまして、40.5%となっておりますが、これを基準値といたしまして、最高値の10%、3校ずつ毎年増加していくことということで、28年度は65%という数値を出したものでございます。

●議長：はい。ありがとうございました。1年の比率×28年に向けてということでございます。ありがとうございました。

●委員：14ページの指標ですが、1)の市内事業所における管理職の男女構成比率ですが、18年度の数値が22年度より下がっているのです、28年度は再度18年度に戻すということですね。これはちょっと低すぎるのではないかと思います。指標というのは、こういう風にしようというものだと思うのですが、もっと意識的に伸ばそうという目標値という形にできないものでしょうか。10年経って元に戻りましたというのは、努力目標としてはどうかと思います。

●事務局：最終的に目標値としては30%を目標としているのは、国の基本計画と同じなので、こちらのほうに28年で30%というのはちょっと厳しいかと思います。国の目標値としては8年後に30%になっています。それに合わせた形での数値に検討したいと思っております。

●委員：あまり無理な目標を掲げるのはどうかと思いますが、昨日の新聞で10年後、50年後大変なことになるというような記事が出ているわけですし、そういうことも踏まえて、男女共同参画社会の方向性をきちんと浸透させていかないと、このままいくとあまなってしまうということなんでしょうから、この辺をもう一度考えて欲しいと思います。男女の育児休業の取得率についても、28年度で5.4%という指標ですが、これはどういう数字なのか、目標値なのか、それともこの数値ぐらいしか上がらないという意味なのか。

●事務局：これは先ほどもご説明させていただきましたとおり、割り返した伸び率で、おそらくこの数値ぐらいはいくだろうということです。

●委員：なるほど。でも、もう少し積極的に高めるといえるか、そのようにして啓発といいますか、基本計画の中ではこういうことをやろうというような、そういうのを打ち出したほうがいいのではないかと思います。でも現実的にはこのくらいしかいかなないかなという数値だと思いますが。

●事務局：今回この注目指標という形にさせていただいた案は、目標値ということでそこに向かってということになりますと、具体的にそれに関して何ができるかということに関わってくるわけですが、例えば男性の育児休業取得率で市内の企業で働く方々の取得率になりますが、指標値という表現をして、注目指標という形にさせていただいたのが、あくまでも施策として基本計画として掲げているこの目標、方向性が、進捗状況を図るものとして、これを1つの指標として取り上げたいというような考え方でありまして、目標値として掲げるという考え方とは少し変えております。ですので、そういう意味で28年度のところはどのように載せるか非常に悩んだところもありますが、目標値という形にしてしまうと、それに対してどういうことができるのかということになってきますが、どうしても男女共同参画の施策というのは市としてできることとできないこと、皆さんの意識の中で変えていただくことなどがありますので、指標という形を取って、物差しを掲げているという形に変えさせていただいたものです。ただ、目標として考えたほうが良いというご意見がございましたので、もう一度検討したいと思いますが、考え方とすればそういう考え方で指標という表現にさせていただきます。

●議長：このところは平成18年、22年、28年と取り組んでいる数値ですが、今の項目のように18年よりも下がって、28年に向かってというあたりは私たちに大きな課題をぶつけてくれているのではないかなと受け止めたのですが。

●事務局：審議会の男女構成比率については、市が審議会の委員さんをどのように採用していくかという問題なので、ここの部分については市として積極的に行動を起こすことができるだろうと思いますので、ここの部分については、もっと高い数値、国の目標値に合わせた形で、数値を検討したいと思います。

●議長：委員から何か意見はございますか。

●委員：余計な話ですが、指標についてですが、市内の事業所というのは全部の職種ですよね。医療関係で言いますと、今弘前大学の女子学生の割合が50%越えまして、新潟大学も女子学生の割合が50%を超えていて、この調子でいくとあと数年で医療関係はほとんど女性が管理するようになるのではないかと思います。

●議長：ありがとうございます。次に進んでよろしいでしょうか。No.11について補足がありましたらお願いいたします。

●委員：質問ですが、審議会の男女の構成比率が下がっているという状況があったので、その要因は何かという疑問です。

●事務局：こちらの部分につきましては、担当課であります行政改革推進課に確認を取りました。審議会等における女性比率が伸びない理由として、大きく3つの要因が考えられるとの回答をいただきました。1つ目は国民保護協議会や防災会議など、法令に基づき指定された職に女性が少ないことが挙げられる、2点目は委員の要件として特定の業種を指定していることから、各種団体や業界、例えば中央卸売市場の卸・仲卸業、水産業等の代表者に女性が少ないことが考えられる。3点目は土地区画整理評価員や文化財審議委員など、高度な専門知識や資格・経験を持った有識者に女性が少ないことが考えられるとのことでした。また、女性委員が全くいない審議会の数につきましては、お配りしております資料の9「八戸市における附属機関等委員の推移」の中の女性委員のいない機関の欄をご覧いただきたいと思います。年度によって増減がございますが、23年度は、国民保護協議会など9機関となっております。

●議長：このことについてご意見ございますか。次に進んでよろしいですか。では、No.12について補足がありましたらどうぞ。

●委員：一覧のと通りの質問でした。

●事務局：八戸市職員及び教職員、各々における管理職の女性比率ということでござい

ますが、皆様にお配りしております資料6をご覧くださいなのですが、市職員の女性管理職の比率（課長級以上）、平成18年から今年度までの数値になります。市内小・中学校教職員の女性管理職の比率、これは校長・教頭の割合でございます。私立の学校は除いております。そして、補足として市職員の育児休業取得状況というものの合わせて掲載しています。

●議長：それではNo.13に進みます。補足はありますでしょうか。

●委員：女性の参画推進の中で、いわゆる自営業の女性の支援のところで起業家支援が、よく他のところの計画に入っているのですが、八戸の計画では、起業家支援が入っていませんでしたので、特にその取組がないので出していないということでしょうか。

●事務局：今回の計画の基本計画の中の登載事業に今委員からご指摘のあった部分の事業が登載していないということですが、今回登載する事業につきましては、例えば、起業家支援・再就職支援、どちらも八戸市でも事業として実施はしているのですが、対象者を女性に特化したものではなく、男女双方への支援事業として実施しているため、こちらのほうの計画には今回は掲載しておりませんでした。起業家支援といたしましては、商工政策課が実施しております「アントレプレナー情報ステーション事業」、再就職支援は雇用対策課が実施しております「八戸地域職業訓練センターでの研修講座」がございます。この講座につきましては事業番号37番ということで掲載しております。16ページ、17ページのところには入っております。また、対象を母子家庭の母親に限定しているのですが、子ども家庭課が実施しております「母子家庭自立支援教育訓練給付金」事業を市では実施しております。以上でございます。

●議長：実施しているということでございます。そのほかの委員の皆さん、何かこのところでご意見ございますでしょうか。なければ次に進んでよろしいでしょうか。No.14は先ほど説明していただきましたので、次にNo.15に進みます。

●委員：No.15ですが、広報啓発活動ですが、これまでの広報はちのへやホームページ等で周知していただいておりますが、どのように広報、PRしていくかが一番大事かと思いついて、例えば、広報誌等に目立つようにロゴマーク等を掲載するなど、男女共同参画推進をPRすることができないものかと考えたものでございました。それと、もう1つが町内会長さんにも周知されていると思いますが、もう少し地域への啓発を図る必要があると思いますので、町内会長さんを対象とした講演会などがあれば、なおPRが行き届くのではないかと考えておりました。

●議長：事務局からお願いいたします。

●事務局：ご指摘いただきましたロゴマークというのが男女共同参画のシンボルマークのことですが、広報はちのへに掲載してはというお話をいただきましたこと、大変うれしく思うのですが、市でもシンボルマークを持っている事業が様々ございますので、この男女共同参画だけを前面に出して、常に掲載するというのは少し難しいかと思いますが、ただ、機会を捉えて、例えば広報の中に男女共同参画の特集等の記事を載せたときには、こういうシンボルマークがありますよということを周知していきたいです。あとは年に2回出しております男女共同参画の情報誌では、毎回シンボルマークを掲載しております。その他、各種イベントの周知チラシや外部へ出す際の封筒、こちらのほうへ印刷するなどして、各機会を捉えて広く市民の皆様の目に触れるようにシンボルマークを使用して周知を図っていきたくて思っております。もう一つ、町内会長さん等を対象にした講演会をというご提案ですが、こちらにつきましては今後の検討課題とさせていただきます。

●議長：ありがとうございます。委員の皆様よろしいでしょうか。23年度は広報はちのへに男女共同参画の特集を取り上げましたよね。私もこれはいいなあと読んで読ませてもらいました。いろんな場で市民に触れていくということが大事だなと、委員の意見に同感でございます。ありがとうございます。

●委員：今の委員のお考えについてですが、本当に表面的なところで町内という単位、家庭から発生していくものですが、町内という単位の意識が変わるということもとても大事だと思うので、これを進めていく、ご紹介していくというのはとても大事だと思うのですが、うちの町内の方は隣りもお年寄り、その隣もお年寄りのご家庭なのですが、そのときに、回覧で男女共同参画事業というのを見てもピンとくるのかな？と思うので、何かロゴマークもそうなのですが、男女共同参画に対して、「～男女で仲良く暮らせるためのまちづくり～」などのサブタイトルを入れるとわかりやすいかなと思いました。

●議長：大事なことだと思います。広めていくために分かりやすいということが、一番訴える力があると思います。あとはよろしかったでしょうか。それでは次のNo.16をお願いします。

●委員：記載されているとおりであります。市のホームページを見させていただきまして、事業所での男女共同参画関係の取組についての募集をされているようですが、取組されている事業者は実際何社くらいあるのでしょうか。

●議長：事務局お願いいたします。

●事務局：はい。市のほうでホームページを通じて、事業所で行っている自慢の取組について、常に募集しているものがあるのですが、こちらには今までの応募は1件、1事業所様からございました。実績としてはそのようになっております。

●委員：もっと大々的にアピールをして、あそこの事業所さんが男女共同参画の部分についてがんばっているよ、というような企業の宣伝にもなりますので、そうなると競争意識じゃないですけどレベルアップに繋がると思います。インターネット等あるいは出来れば広報の方にも募集をかけて、是非、事業所の許可が得られるのであれば、紹介みたいなものもやっていただきながら、ここの部分は少し頑張っていたいただきたいなと思います。

●事務局：補足させていただきたいのですが、今年度から商工会議所が発行しております「商工ニュース」、会員が大体4千数社あると伺っているのですが、この会報誌に、こちらのほうからワーク・ライフ・バランスについての啓発記事を掲載していただきまして、来月初めに発行する号に掲載していただく予定でございます。このような形で広く事業所様の目に触れるような、啓発活動にも力を入れていきたいと考えております。

●議長：はい。ありがとうございます。それではNo.17に移ります。

●委員：No.17、No.18は私の意見ですが、書いてあるとおりでございます。

●議長：事務局これについて回答をお願いします。

●事務局：こちらは重要だという同調のご意見ということで、ありがとうございます。

●議長：ではNo.19に進みます。No.19は私の意見ですが、14ページの現状と課題のところの文言ですが、「変化の激しい激動のこの社会で」と受け止めましたので、1行目の「変化の早い」をスピードの「速い」か、もしくは「激しい」経済社会となればよいかと思えます。

●事務局：ご指摘のとおり、スピード感があるほうの、速度の「速い」という字に修正させていただきたいと思えます。

●議長：はい、ありがとうございます。では次のNo.20に進みます。

●委員：No.20ですが、まだまだ職場や家庭において、性別役割分担から脱しきれていない現状がありますので、これらを念頭とした政策活動が必要ということでございました。続いてNo.21、22も私ですが、No.22ですが、家庭の事情などがあって、保護者がいないという状況があると思うので、子ども家庭課の所管になるかと思いますが、認可内・外含めて、園の希望するところがあれば、面倒見るような態勢をもっと充実してほしいというようなところですか。以上です。

●議長：事務局ございますか。

●事務局：まずNo.20の14ページの施策の部分につきましては、これから具体的には15ページにございます事業番号の21番、22番、「女性チャレンジ講座」や、「トーキングカフェ」などを平成22年度から取り組んでいるところでございます。今後もまた実効性のある取組を継続して進めていきたいと思っておりますし、家庭の面についても意識啓発は行っていく予定でございます。No.21のご質問、ご意見のところですが、まだ不足しているところを感じられるというようなご意見もございましたが、まずはこの登載事業を着実にしっかりと進めながら、より実効性のある取り組みについて検討して参りたいと考えております。

●議長：委員の皆様よろしいでしょうか。

●委員：委員の方から、今回このようなお話が出ましたので、実は私のほうにも、児童館運営について色々話が上がってきております。以前よりも児童館とか仲良しクラブが、多く設置されているのですが、運営方法だとか時間帯など、それから就学児童の学年などがそれぞれの運営によってまちまちで、統一されていないがために子どもの預け先がなく引越しするご家族があるとか、就職したくてもフルタイムで働くことができない女性の方が多いという話が来ているのですが、その辺のガイドラインになる何か改善策というものは取られていないのでしょうか。

●事務局：児童館については、指定管理という体制で統一しております。基本的には、児童館にも小規模と大規模な種別がありまして、違いはあるのですが、その規模ごとには同じ取扱いと決まっています。ただ、放課後健全育成事業の仲良しクラブですが、こちらの八戸市の運営スタイルというのが、地域の実行委員会というものを作っていただいて、地域の方々が主体に立って運営していただくというスタイルになっています。どこかの業者さんに市が一括して委託して運営していただくというやり方ではなくて、考

え方として、地域の子どもたちは地域自らの手で育てていくんだという考え方でその制度が始まっておりまして、地域の方々の実行委員会で場所を探して、自ら探してその場所で、そしてその指導員の方々も地域の方々の中からやっていただいているという状況があるということで、その地域ごとに実行委員会のご事情もあって、統一した何時から何時までという、あるいは夏休みは何時から何時までですという、そういった統一した形が取れていないというのが実情だと思います。その部分については、おそらく今後の課題になってくるのかなというところもあります。ただ、その制度上ですが、長い歴史がありまして、八戸市は非常に放課後の子どもさんの預かりという取組を始めたのが非常に全国でも早いのですが、それゆえに、その歴史的なスタイルがずっと培われてきているので一気に変える事ができないという状況があるかなと思っています。ただ、どこの仲良しクラブでもやはりお母さんが残業したり、遅くまで仕事したりということがあったときに、非常に困るという話が出てきていて、その都度そのそれぞれの仲良しクラブさんのほうで、延長して預かっていただいたり、さまざまな手段を取っていると聞いておりますので、ただ市としてその辺のところをフォローする意味で、ファミリーサポートセンター事業、そういった事業も行っています。どうしてもその仲良しクラブで支えきれない部分については、毎日遅くなるということではないのだろうということもあって、そういったときにいつでも今日決まったというときに、ファミリーサポートセンター等に電話をしていただければ、その日何時から何時まで仲良しクラブに迎えに行つて預かってくださる。そういう風なスタイルしか今できていない実情となっております。非常に大きな問題であろうと思っています。以上です。

●委員：各小学校の近くに、生徒がそのまま行けるような仲良しクラブなり児童館なりがあればいいんですけども、ある地域には全くないといったような実情もあるようで、非常に困っている方が多いという話を聞きましたし、もう一つの問題点としましてはこの前のような震災があったときに、そういった保護者と学校側とクラブさんとかと連携がとれて、共通理解のもとに、子どもを安全に保護できているかということがすごく心配な点だと思いました。

●事務局：例えば災害が起きたという場合、あるいは、地震の場合もそうですけれども、台風で非常に雨が激しくなってきたとか、帰宅命令が出ていると、そういった場合の取扱いということで、学校から帰さなければいけない状態のときに、仲良しクラブ、地域の実行委員会で運営している委員会でお子さんを預かることができるのか、というそういう問題も絡んでいるのかなと思いますので、その辺についてもやはり今後、検討していきたいと思っています。

●議長：よろしいですか。(No.23については、意見者の委員が席を外しているため次に

進む。) 次、No.24に進みます。

●委員：一覧のとおりでございます。

●議長：大事な事業と受け止めているということで、事務局よろしいですか。

●事務局：災害の部分については、今回の特徴的な部分ですので、ここは積極的に取組を続けていきたいと思っております。

●議長：ではNo.25に進みます。

●委員：事業者側に周知を図りますということでしたので、付け加えて、こういう形で周知徹底していただければなという要望でございます。

●議長：要望ということで事務局いかがでしょうか。

●事務局：このご指摘を受けて先ほどの最初の前半のほうでもこの部分につきましては、委員からのご指摘頂戴しておりましたので、その部分と今の委員からのこのご指摘の部分も含めて変更の方向で見直ししたいと思います。

●議長：次にNo.23について、補足がございましたらお願いします。

●委員：やはり幼稚園と保育園への支援策に温度差が見えるので、行政のほうでうまく活動できる方法を考えていただければと思います。

●事務局：この子育て支援の部分につきましては、やはりご指摘の通りだと思っておりますが、今回は保育という福祉の視点から主に事業を掲載しておりますが、幼稚園はこれまでは学校教育という事業の位置づけが強かったのですが、幼稚園関連事業が少なくなってきたしております。また近年では幼稚園にも保育の機能が求められるなど、また国においても子育て支援として、幼稚園と保育園を一体化させた「総合こども園」、こういうような創設を進めているということもございますので、今後の情勢を踏まえながら施策へ反映していければと考えております。

●議長：ありがとうございます。次にNo.26の意見を出していただいた方お願いします。

●委員：もうこれまでの説明の中で説明いただいておりますので、ここでの質問につ

いては了解いたしました。

●議長：はい、ありがとうございます。ではNo.27に進みます。No.27は私です。これは、過去10年間これまで取り組んできた男女共同参画推進事業を、今見直す時期ということと前回課長さんから、実効性のある事業ということを強調されていました。そのためには今の見直し、立ち止まりが次のステップアップに繋がるので、それぞれの事業の中で、スモールステップでチェックして進む事が次への大きな一歩になるのではないかなと思ひまして、意見を書かせていただいたものでした。では、No.28に進みます。これも私の意見ですが、もうすでに委員の皆さんこの資料を手にして感じていらっしゃると思いますが、事業と基本目標を見ますと、取組の整理、統合がされていて、非常に分かりやすいものに示していただいたなという感想でございます。ありがとうございます。次、No.29に進みます。

●委員：私が講師として生徒にお話しさせて頂いた内容について、生徒たちにアンケート取らせて頂きまして、男の子と女の子、これくらいの差があるという結果を初めてここに出しました。まだ発表もしてません。皆さんに参考にしていただきたいと思ひます。結果を見ますと、理解出来ていることと出来てないこと。それから避妊のこと、性病のこと、それから分娩出産に関しては命がけということと全く分かっていない。その肝心なことが話されていないのに、講師として小児科の先生とか泌尿器科の先生がどんどん増えている。これはちょっとまずいのではないかなと思ひますので、よろしければ事業の担当の方に、現場で取ったアンケートとして、参考までにお渡しいただければと思ひます。

●議長：貴重な資料ありがとうございます。このところについて事務局何かございますか。

●事務局：こちらのご意見につきましては、「いのちをはぐくむ教育アドバイザー事業」、教育委員会の教育指導課で実施しておりますので、担当課に、先生からご提供いただきました資料とともに、申し伝えるということにさせていただきたいと思ひます。

●議長：委員の皆さんもよろしいでしょうか。ではNo.30に進みます。補足がありましたらどうぞ。

●委員：先ほど前半でもちょっと触れておりましたが、市役所でも女性の管理職が増えてきてはいると思うのですが、男性と同じ働き方をしてですね、同じ賃金、あるいは同じ役職ということで、非常に女性の方にもがんばっていただきたいということで書か

せていただきました。女性の方が給料が高いから、男性が家のことをやって、女性が働いてもいいんだよということで、例としてそういう話もありましたが、どうしても男性が仕事を担っていることが多いと思います。それだけでは足りないからということで、奥さんは家事をこなし、扶養に入りながら仕事をしているということになると、どうしても昇進とか昇格ということには、なかなか繋がらないと思うので、ここにも書いてある通り、全体的な景気回復をして、扶養に入らなくても、同じ働き方をできるような社会を作る必要があるんじゃないかなということで、経済の回復、景気の回復、雇用の回復が急務であるということで書かせていただきました。あとは、育児休暇についてですが、休むことによって、昇進・昇格などに影響するような企業があるのも事実でございます。なので、やはり育休が取れないという部分もあって、特に男性の場合は、取得率が低いですので、そこはちょっと直していかなければいけないと思っております。以上です。

●議長：事務局から何かありますでしょうか。

●事務局：委員のおっしゃるとおりだと思います。そういうような社会を作っていくためにもさらに推進して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長：No.31に進みます。

●委員：いつも私が思うことをここに書いております。実効性のある事業を進めるためにはやはり市民へのPR、さき程も申し上げましたが、市内には市民団体やお年寄りの会、若者の会とかあると思いますが、その団体等の皆様にもPRするという方法を取って、実効性のあるものにしたいと思うところでございます。以上です。

●議長：ありがとうございました。

●委員：No.30のご意見ですが、事業所の大きさによって、ちょっと変わってくるかと思うのですが、中小企業と大企業とでは条件が変わってくると思うんですが、うちは職員数23名です。産休は認めております。ちなみに男性の職員は私だけです。例えば4～5人の事業所で産休に入られてしまうと、場合によっては法律上は休職にするとよいのですが、そうでなければ、給料を払い続けなければならない、健康保険も払い続けなければならない、健康保険は半分は事業所が払う。それを10人以下の事業所に続けさせるというのは、なかなか強制しづらいと思います。それをうまくクリアできる方法っていうのが、両立支援助成金とかで、そのための支援が、行政が事業所に対して支援することができればよいのではないかと思うのですが、育休の方と臨時に雇った方の

2人分の給料を払っていくっていうのは厳しいです。現在1人産休に入っていますが、パートを入れてもやはりロスにはなります。その辺も一応含みをおいていただいて、検討していただければと思います。やはり中小企業等を支援しないと、なかなか解決しないのではないかと思います。

●委員：小さい事業所、大きい事業所があるのですが、これは決め方だと思うんですよ。なので、産前産後の休暇は産前が何日で終わったほうが育児、トータルでなんぼという、例えばですね、お休みさせる。休んでいただいたと。このところはその、欠勤としないが無給とするとか、そういう決め方もあるので、そうすると、出てきたらまた働けばいいわけで、そういったことができるのでですね。これとも考えながらやったほうが。

●委員：1人足りない状態でやっていくには、10人のところで1人足りないのと、5人のところで1人足りないのでは大違いなわけです。

●委員：実際に休むことによって、その職場に穴が開いてしまうので、臨時パート等を雇うということがあると思います。ただ私が問題にしているのは、私も以前は連合の事務局をしておりましたので、相談で産休後に職場に出てきたら、もうその職場がないというようなことがありました。また、別な人を雇ったから、あなたはもう来なくていいですよということがありますので、その部分については、なんとかがんばってほしいというように思います。

●委員：働き方についても、きちんとそういう意識を持って連絡とか取り合ってやっていけるかっていうこと。以前、うちの職員が、産休のあとに育児休暇を取って、そこまでは会社の保険を使っているわけですが、その保険が切れたところで「辞めます」という話になって辞めたわけです。こちらがそこまで払ってた保険料は何だったのだとなるわけです。それは、我々のような事業所では3人のうち2人はやります。そういうことをもう少し何とかならないかなという気はします。

●委員：産前産後中の社会保険については、特に何も援助がないので3ヶ月半は払わなくてははいけません。育児休業については免除になりますので、事業主も労働者も負担をしなくてもよい。また、休むことによって給料もないことが多いので、事業主への負担が掛からないはずですが。その間の代替をどうするかという話になりますと、通常はやはり復帰するものという前提で、その期間限定の方を雇うか、あるいは「玉突き」といって、下の人をその上の仕事に上げて一番下の所の新入社員がやるようなところに新しい人を充てて雇うなど、いろいろ事業所によって工夫せざるを得ず、それぞれの事業所で工夫していただいています。事業所によっては、十数人のところで、欠員分の仕事をみ

んなに少しずつ分担してなんとかしましたというところもありました。ただ先生のところのように専門職でお休みになられると、その専門職を雇うのは大変だというのが実情だと思います。

●議長：ありがとうございます。それでは、委員の皆様からたくさんのご意見を頂戴いたしましたが、本日新たにお気づきになった点、ご意見がございましたでしょうか。あるいは先ほどの説明の中の基本計画2次案、庁内各課に照会した結果についてでも結構でございます。ございましたらどうぞ。

●委員：要望ですが、広報やホームページ等に周知の際に、できればあまり横文字の文章を使わないでいただきたい。例えば計画案にもロールモデルなどの単語が出てくるのですが、それを見る市民がこれはどういう意味なんだとなると思いますので、私も始めそれ読んだときに、まずロールモデルとは何かと思い調べました。そうなる、もう内容を最後まで読みたくなくなってしまうので、あまり横文字を使わずに、日本語で分かりやすく記載していただきたいと思います。

●議長：広報活動に応じた要望でございました。ありがとうございます。あといかがでしょうか。それでは、事務局において本日いただいた意見を検討していただいて、基本計画に反映させ、3次案を作成していただきたいと思います。本日の審議案件は予定していたものは以上でございます。その他、事務局から何かありましたらどうぞ。

●事務局：今後のスケジュールについて具体的に説明させていただきます。本日いただきましたご意見等を反映させ、基本計画をさらに修正をいたしまして、2月に入りましたらパブリックコメントと市議会議員の皆様へ対しての意見照会をしたいと考えております。そのあと、それらのパブリックコメントあるいは、市議会議員の方からのご意見を反映させ、本日のご意見を取り入れた形で3次案としまして、3月下旬頃に審議会をもう一度開催いただき、また皆様からのご意見を頂戴し最終案とさせていただきたいというように考えております。

●議長：今後のスケジュールについて説明がございましたが、次回が最後の審議ということでございますので、最終案を作成するにあたって、次回も委員の皆様よろしく願います。それでは司会を事務局にうつしたいと思います。ありがとうございます。

●司会：これをもちまして平成23年度第3回八戸市男女共同参画審議会を終了いたします。